

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	株式会社 光ハイツ・ヴェラス
【英訳名】	HIKARI HEIGHTS - VARUS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 千恵香
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	札幌市南区石山一条三丁目3番33号
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森千恵香は、当社財務報告に係わる内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は事業拠点が単一であるため、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社の売上高、営業未収入金及び棚卸資産にいたる業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係わる業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告にかかる内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断した。

### 記

決算財務報告プロセスの税効果会計の適用に当たっては、標準化した様式を用いて検討書類を作成しているが、様式の標準化が不十分であり、かつ作成された書類の正確性に関する検証及び承認手続きの運用が不十分であった。また、財務経理部内での税効果会計適用に関する情報の収集と伝達体制の整備が不十分であった。そのため、当事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額について、独立監査人による監査の過程で修正が必要となる重要な事項が発見された。当社は、将来減算一時差異項目の内容およびこれに関するスケジュールリングの再検証を実施し、その結果特定した必要な修正をすべて財務諸表に反映させた。

当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、税金及び税効果会計に関する十分な知識と経験を有した者を当該検討及び承認手続に従事させることが出来なかったためである。

一方、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。